

結核の感染を防ぐための日本人援助要員に対するクオంటィフェロン検査に関する質問主意書

提出日 平成二十三年一月二十四日

答弁書受領日 平成二十三年二月一日

質問

現在、海外、特にハイチやアフガニスタンなどの結核高蔓延国（二十  
二か国。ハイチは有病率など人口対率は高いが総人口が小さいので、高  
蔓延国（高負担国）には含まれない）での復興支援に派遣される日本の  
JICA国際緊急援助隊、自衛隊の人員は年々増加しており、その数は  
最近五年間で、それぞれ約四百十九人、三千二百五十一人となっている。  
また、民間NGOからも多数の人員が同地域に派遣され、活動している  
と承知している。

結核は、空気感染し、不十分な居住環境、栄養不良などの悪条件が重  
なることで急速に蔓延するため、当該地域の被災者だけでなく日本人援  
助要員にも感染する可能性があり、その帰国後、日本国内で発病するこ  
とも懸念される。例えば、平成二十二年四月九日付けの毎日新聞夕刊で  
は、首都圏などを管轄する陸上自衛隊東部方面隊の六つの駐屯地で平成  
二十一年九月以降、十人の隊員が結核に集団感染し発病に至ったと報道  
されている。また、この事例では血液検査の陽性者（感染者）が八十四  
人おり、これらの中から今後も発病者ができる可能性が指摘されている。

結核に対しては、簡便で正確な診断方法としてクオంటィフェロン検  
査が挙げられる。前述のような状況に対応するためには、結核高蔓延国  
での復興支援に派遣される日本人援助要員全員に対し、制度としてクオ  
ンティフェロン検査・治療を義務づけることが望ましいと考える。

クオంటィフェロン検査の導入については、平成二十二年二月十日  
に、超党派議員連盟のストップ結核パートナーシップ推進議員連盟（浜  
田昌良Ⅱ事務局長）が、外務省の西村智奈美大臣政務官（当時）に対し  
て、「ハイチ地震に伴う日本の結核対策支援に関する要望」を申し入れ  
ている。また、平成二十二年五月二十六日には、NGO日本リザルツが、  
岡田克也外務大臣（当時）に対して、「日本人の援助要員には、結核蔓  
延地域で活動するときは、結核感染対策として、協力開始時点（現地へ  
入る前）および終了後（現地を離れて）二ヶ月時点でクオంటィフェロ  
ン検査を受けさせること」を要望している。  
そこで、以下質問する。

政府回答

質問	政府回答
<p>一 これまでに結核高蔓延国に派遣されたJICA国際緊急援助隊、自衛隊の人員が、同地域で結核に罹患した例はどれくらいあるのか。その件数等、状況を明らかにされたい。</p> <p>二 結核高蔓延国に派遣されるJICA国際緊急援助隊、自衛隊の人員に対する、政府の感染予防対策の状況を明らかにされたい。</p> <p>三 政府は、民間NGOの日本人援助要員が結核高蔓延国において支援活動を行っている状況を把握しているか。また、当該援助要員が結核に罹患した例はどれくらいあるのか明らかにされたい。</p> <p>四 これまで海外での復興支援活動において、日本人援助要員に対してクオンティフェロン検査が行われた例はどれくらいあるのか。JICA国際緊急援助隊、自衛隊、民間NGOそれぞれについて、具体的に明らかにされたい。</p>	<p>一について 御指摘の結核高蔓延国に派遣された国際緊急援助隊（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動を任務とするもの。以下同じ。）の隊員（自衛隊員を除く。以下同じ。）及び国際平和協力活動（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条第二項第二号に掲げる活動をいう。以下同じ。）を行う自衛隊員が、当該派遣先国において結核に罹患した例については、これまでに確認されていない。</p> <p>二について 御指摘の結核高蔓延国に国際緊急援助隊の隊員及び国際平和協力活動を行う自衛隊員を派遣する場合には、感染症の予防を含め、これらの隊員及び自衛隊員（以下「隊員等」という。）の健康管理に努めており、必要に応じ隊員等として医師を派遣するほか、国際緊急援助隊の隊員には、帰国後に公費で健康診断を受けることができるようにするとともに、国際平和協力活動を行う自衛隊員に対しては、原則として、派遣前及び必要に応じ帰国後に、結核検診として問診及び胸部エックス線検査を実施している。</p> <p>三について 政府資金による支援を受けた非政府組織（以下「NGO」という。）の活動については、御指摘の結核高蔓延国での活動の場合を含め、NGOからの報告等を通じ状況を把握しているが、当該NGOの日本人援助要員が結核に罹患したか否かについては、政府として承知する立場にない。</p> <p>四について 隊員等がその活動に際しクオンティフェロン検査を受けた例については、これまでに確認されていない。NGOの日本人援助要員がクオンティフェロン検査を受けたか否かについては、政府として承知する立場にない。</p>

<p style="text-align: center;">質 問</p>	<p>五 平成二十二年二月十日にストップ結核パートナーシップ推進議員連盟が要望したとおり、日本人援助要員に対して、クオンティフェロン検査を実施する必要があると考えるが、その後の政府の方針、取組について明らかにされたい。また、政府が未だに実施していないのであれば、何故実施していないのか明らかにされたい。</p> <p style="text-align: center;">右質問する。</p>
<p style="text-align: center;">政 府 回 答</p>	<p>五について</p> <p>御指摘の結核高蔓延国に隊員等を派遣する場合には、二について述べたように、隊員等の健康管理に努めており、また、隊員等が当該派遣先国において結核に罹患した例についてはこれまでに確認されていないことから、政府が隊員等に一律にクオンティフェロン検査を実施する必要はないと考えている。</p> <p>NGOが行う支援活動は、NGO自らの責任で実施されるものであり、結核高蔓延地域からの他の入国者と同様、政府としてNGO日本人援助要員に対して一律にクオンティフェロン検査を実施する必要はないと考えている。</p>